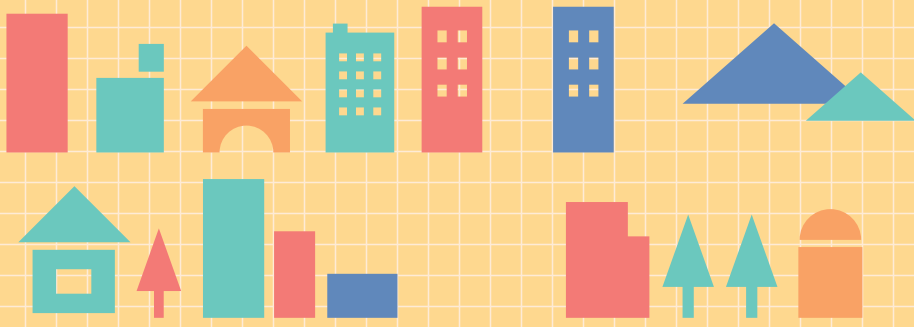


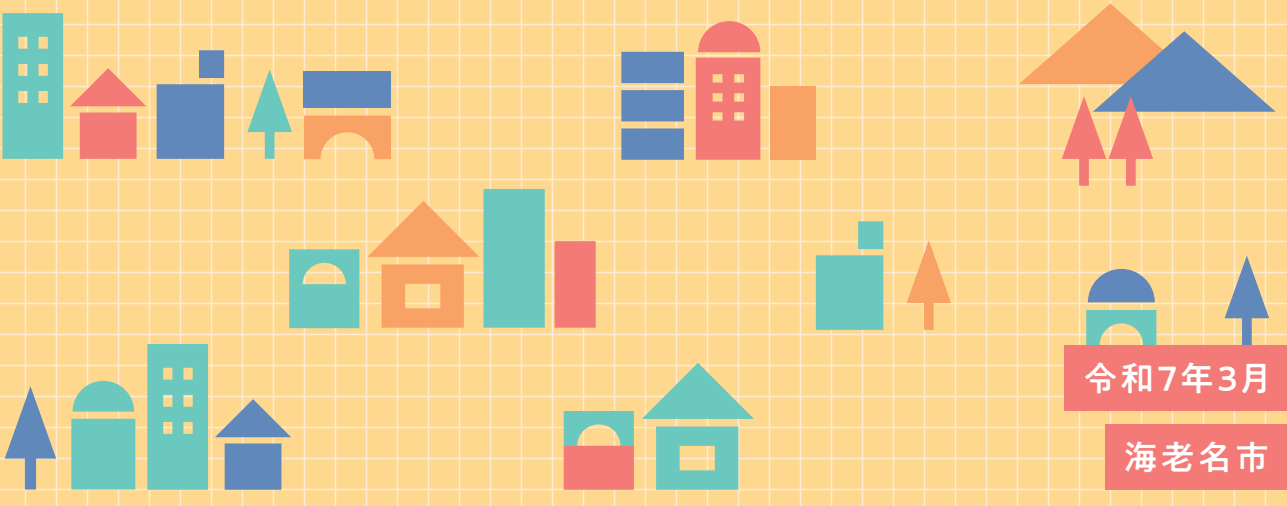


みんなでつくる
こどものみらい
えびなのみらい

概要版

海老名市 こども計画

第3期海老名市
子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月

海老名市

計画策定の趣旨

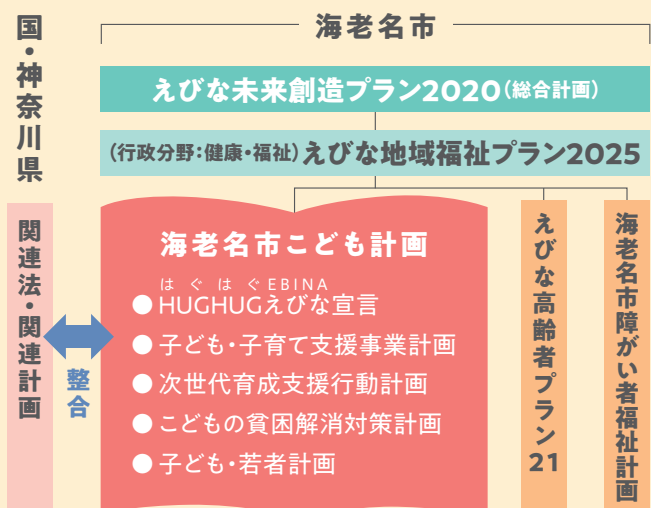
わが国では、少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出や就労形態の多様化など、こども・若者と子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、国は令和5年度に「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」の制定や「こども大綱」の策定など、「こどもまんなか社会」の実現に向けてスタートを切ったところです。

海老名市では令和2年に「第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「はぐはぐEBINA宣言」のもと、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。この度、第2期計画が令和6年度をもって終了することから、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体とした「海老名市こども計画」を策定します。

計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画です。また、実施にあたっては、海老名市の最上位計画である、「えびな未来創造プラン2020」や福祉の上位計画である「えびな地域福祉プラン2025」及び「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、その他の関連計画と連携を図ります。



計画の対象

妊娠期を含めたこども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から29歳まで、施策によっては概ね39歳まで）とその家族とします。また、地域社会全体でこども・若者と子育て世帯を支援するという視点では、全ての市民を対象として捉えます。



計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

社会情勢の変化及び国や神奈川県の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

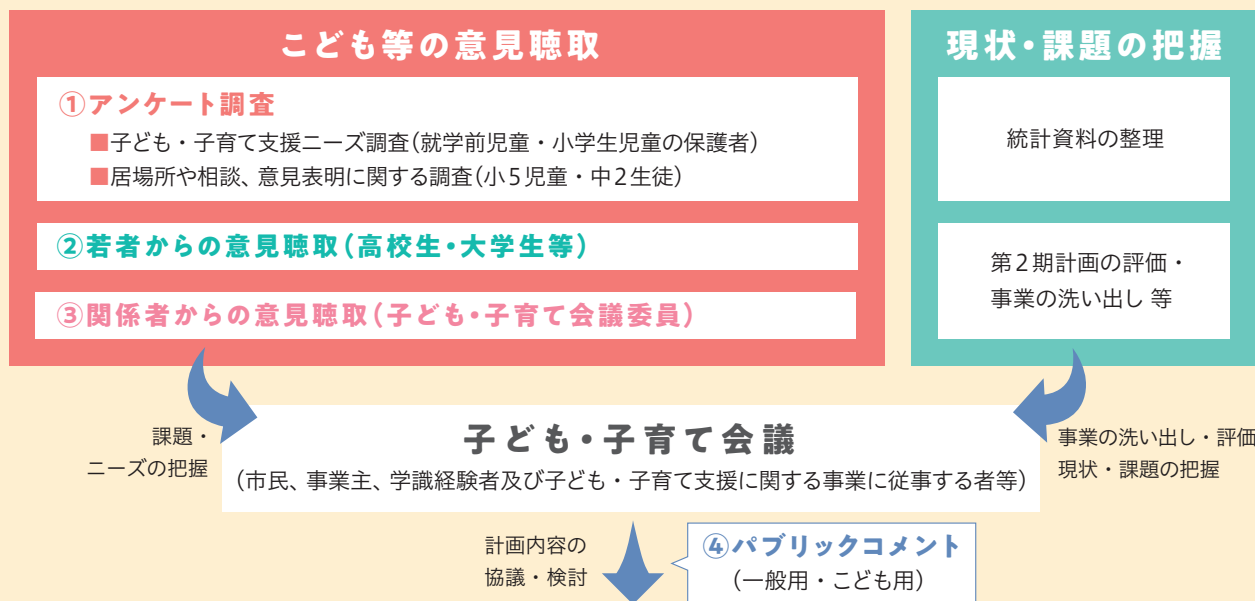
計画の進捗管理

「子ども・子育て会議」において、継続的に計画の管理をしていくほか、基本施策・支援事業ごとに評価をしていくことで、市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に適宜対応していきます。

も計画について

こども計画の策定にあたり、こども・若者やこどもを養育する者、
その他関係者から幅広く意見を聴取しました。

【策定プロセス】



海老名市こども計画 （第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定

【こどもたちからの意見を参考にしています！】

Q どんな海老名市に
なってほしい？

安全・安心なまち！

楽しいまち♪



優しいまち♪

やりたいことを
応援してくれるまち！

※小・中学生へのアンケート調査(令和6年3月実施)

Q 将来望む
海老名市の姿は？

過ごしやすいまち

治安がよい、
自然が残っている、
自転車の通り道が
広いといいね。

安心なまち

会社を立ち上げたり
したいときに、
サポートが手厚いと
いいなあ。



魅力的なまち

海老名はこれ！
みたいなのがほしい！
みんなに知ってほしい！

こどもが
すくすく育つまち

子育てしやすい！
公園がいっぱいほしい！

※若者からの意見聴取(令和5年度実施「ぷらっとカフェ」)

【基本理念】

みんなで作るこどものみらい えびなのみらい



こども・若者は、未来の海老名を支える主役です。その声をしっかりと聴き、施策に反映・検討することで、楽しく明るい社会の基盤を築くことができると考えます。

「HUGHUG^{はぐはぐ}えびな宣言」に基づき、全てのこども・若者が希望を持って幸せに成長できるよう、笑顔輝く優しい未来をみんなで作る、そのようなまちを目指して基本理念を設定しました。

【体系図】

基本理念

基本目標

基本施策



HUGHUG^{はぐはぐ}
EBINA
えびな宣言

～こども・子育てサポート指針～

- ① 子どもを産み育てやすい環境を整え安心して子育てができるまちにします
- ② 子どもたちが安全に元気に過ごせる環境を作ります
- ③ 海老名で育つ子どもたちの可能性を広げるための取り組みを進めます

基本目標 Ⅰ

【安心えびな】

安心してこどもを預けられる保育・教育の環境づくり



基本 施策

1 特定教育・保育施設と 地域型保育事業の 充実と質の向上

保護者が安心してこどもを預けられるよう、保育・教育サービスのニーズを踏まえて施設整備を計画的に進めるなど、待機児童の解消に努めます。また、こどもに関わる者への研修会を開催するなど、市全体の保育の質の向上に努めます。

基本 施策

2 多様化する働き方に 対応できる多様な 保育サービスの充実

多様化する働き方に対応できるよう、病児・病後児保育の受け入れ態勢の強化や、一時預かり保育・延長保育等多様なサービスの確保など、仕事と子育ての両立支援に努めます。

基本 施策

3 学童保育施設等の充実

こどもが多様な体験・活動を行いながら放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を通じて、安全・安心な居場所を提供します。

基本 施策

4 魅力ある学校教育の推進

一人一人の可能性を伸ばしていけるよう、多様性に対応した学びの機会を創出します。また、「誰ひとり取り残さない教育」を目指し、インクルーシブ教育を推進します。

基本目標 Ⅱ

【健やかえびな】

こどもを健やかに産み育てられる切れ目のない支援の充実



基本 施策

1 妊娠・出産に関する 支援事業の充実

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊婦健康診査や相談支援など妊娠期からの切れ目のない支援を行い、安心して出産できる環境づくりを推進します。

基本 施策

2 こども・若者の 健康確保の促進

各発達段階での健康診査や講座・教室などを通して、母子の心身の健康確保に努めます。また、こども・若者が安心して必要な医療を受けられるよう、子ども医療費助成事業を継続します。

基本 施策

3 子育て世帯への 経済的支援の充実

安心して子育てができるよう、現在行っている経済的支援をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

基本 施策

4 相談支援・情報発信の推進

悩みや困りごとを一人で抱え込むことがないよう、子育て支援センター、こども家庭相談室、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」等を活用し、気軽に相談できる機会と場所を提供します。また、必要な情報が必要な人に届くよう情報発信の充実を図ります。

基本目標 Ⅲ

【きらめきえびな】

こども・若者の可能性を広げる機会の充実



基本 施策 1 多様な遊びや体験、 居場所づくりの推進

家庭や学校とは異なる人との交流の場や探究活動、こども・若者が中心となって企画運営できる場など、様々な体験の機会を提供します。

基本 施策 2 健やかな心身の 育成支援の充実

自分の状況に応じてSOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、健やかな心身の育成支援を図ります。また、非行を防止し、犯罪などから身を守るための意識啓発や活動を行います。

基本 施策 3 将来に希望を持って 生きるための支援の充実

ひきこもりやニートの状態にあったり、人間関係に不安を抱えていたりする人の相談支援を行い、適切なサポートにつなぎます。また、こども・若者が家庭の経済状況に関わらず、夢や希望を持って、進学や就業など自らのライフイベントを選択できるよう、奨学金を給付します。

基本目標 Ⅳ

【つながりえびな】

支援が必要なこども・若者や家庭を支える環境づくり



基本 施策 1 障がいのあるこども・ 若者と親の安定した 生活の支援の充実

障がいのあるこども・若者やその家族が、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、サービスを円滑に利用できる体制づくりを進めます。

基本 施策 2 ひとり親家庭等の 自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、相談支援や経済的支援の充実に努めます。

基本 施策 3 児童虐待を防止する 取組の推進

こども・若者が安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携し、児童虐待の防止に努めます。また、育児支援が必要な場合は、その家庭に合った支援の仕方を検討し、実施します。

基本 施策 4 総合的な不登校対策

学校や関係機関等が連携し、相談支援や学習機会の確保など、総合的な不登校対策に努めます。

基本 施策 5 外国人世帯への支援の充実

子育てに関する情報を正しく理解できるよう、通訳派遣や外国語版母子手帳の交付を進めます。

基本 施策 6 貧困対策の推進

健やかな成長に必要な生活環境や教育機会の確保など貧困対策を進めます。また、支援が必要な家庭が、孤立することなく適切な支援につながるよう、関係機関との連携に努めます。

基本 施策 7 ヤングケアラーへの支援

福祉・介護・医療・教育等の様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期発見するとともに、適切な支援につなげます。

基本目標 V

【支え合えびな】

地域でこども・若者の成長を支える社会づくり



基本施策 1 地域子育て支援・家庭教育支援の充実

地域で子育て世帯を支えられるよう、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、学びの場を提供します。

基本施策 2 こども・若者の安全確保の推進

登下校の安全対策、犯罪防止など様々な角度から、地域と連携したこども・若者の安全確保を推進します。

基本施策 3 共働き・共育での推進

職場や地域を含めた子育て世帯を取り巻く社会全体で、こども・若者を「ともに育てる」意識の醸成や、男性の家事・地域活動への積極的な参加などを推進します。

基本施策 4 子育て人材の確保及び育成

人材の確保及び育成に向けて、学生に対して就職フェアで保育の仕事に関する情報提供を行うなど、児童福祉に興味・関心を持ってもらえるようアプローチします。また、保育現場等での担い手を確保するため、子育て支援員研修を行います。

教育・保育等の量の見込み

子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」と「確保方策」を設定することとされています。「量の見込み」については、令和5年1月に実施した「ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて算出しています。なお、これらの事業の提供区域については、本市の市域が比較的狭く、教育・保育施設の全園が通園範囲になりうるため、市全域を1つの区域とします。

【教育・保育施設の量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定－0歳児	量の見込み	222人	229人	236人	240人	242人
	確保方策	248人	266人	284人	284人	290人
3号認定－1歳児	量の見込み	622人	644人	661人	672人	679人
	確保方策	469人	523人	601人	629人	679人
3号認定－2歳児	量の見込み	652人	674人	692人	704人	711人
	確保方策	559人	615人	702人	719人	795人
1号認定－3～5歳児（就学前）	量の見込み	1,869人	1,869人	1,869人	1,869人	1,869人
	確保方策	2,008人	2,008人	2,008人	2,008人	2,008人
2号認定－3～5歳児（就学前）	量の見込み	1,760人	1,822人	1,889人	1,957人	2,010人
	確保方策	1,866人	2,058人	2,238人	2,238人	2,313人

認定区分

- 1号認定（3歳以上。保育の必要性なし。）……………認定こども園及び幼稚園
 2号認定（3歳以上。保育の必要性あり。）……………認定こども園及び保育所
 3号認定（0～2歳。保育の必要性あり。）……………保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業(延長保育)	量の見込み	954人	953人	965人	964人	966人
	確保方策	979人	1,070人	1,174人	1,187人	1,227人
病児・病後児保育事業	量の見込み	400人回	400人回	400人回	400人回	400人回
	確保方策	738人回	732人回	735人回	738人回	744人回
一時預かり事業 ①幼稚園	量の見込み	37,895人回	37,714人回	38,429人回	38,312人回	38,376人回
	確保方策	37,895人回	37,714人回	38,429人回	38,312人回	38,376人回
一時預かり事業 ②保育所	量の見込み	9,389人回	9,373人回	9,419人回	9,489人回	9,509人回
	確保方策	9,629人回	10,530人回	11,551人回	11,678人回	12,072人回
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	91人回	90人回	92人回	92人回	92人回
	確保方策	利用相談がある場合には、関係機関と連携して取り組みます。				
利用者支援事業 ①窓口設置数	基本型	1か所	4か所	5か所	5か所	6か所
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用者支援事業 ②妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	3,282回	3,294回	3,306回	3,306回	3,318回
	確保方策	3,282回	3,294回	3,306回	3,306回	3,318回
放課後児童健全育成事業(学童保育) ①1年生	量の見込み	532人	525人	530人	525人	520人
	確保方策	510人	510人	510人	517人	514人
放課後児童健全育成事業(学童保育) ②2年生	量の見込み	482人	492人	491人	487人	485人
	確保方策	463人	478人	477人	477人	483人
放課後児童健全育成事業(学童保育) ③3年生	量の見込み	416人	427人	442人	438人	442人
	確保方策	399人	414人	432人	434人	439人
放課後児童健全育成事業(学童保育) ④4年生	量の見込み	356人	343人	357人	363人	361人
	確保方策	342人	333人	352人	362人	363人
放課後児童健全育成事業(学童保育) ⑤5年生	量の見込み	257人	267人	255人	264人	271人
	確保方策	247人	259人	249人	263人	274人
放課後児童健全育成事業(学童保育) ⑥6年生	量の見込み	197人	193人	196人	191人	199人
	確保方策	189人	187人	192人	190人	201人
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	50,071人回	50,144人回	50,452人回	50,584人回	50,716人回
	確保方策	50,071人回	50,144人回	50,452人回	50,584人回	50,716人回
養育支援訪問事業等 ①養育支援訪問事業	量の見込み	24人	24人	24人	24人	24人
	確保方策	120人	120人	120人	120人	120人
養育支援訪問事業等 ②子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	85人回	85人回	85人回	85人回	85人回
	確保方策	85人回	85人回	85人回	85人回	85人回
養育支援訪問事業等 ③親子関係形成支援事業	量の見込み	78人	79人	79人	79人	79人
	確保方策	80人	80人	80人	80人	80人
児童育成支援拠点事業	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保方策	-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業(ファミサポ) ①5歳児が将来低学年になったとき	量の見込み	307人回	283人回	306人回	303人回	300人回
	確保方策	307人回	283人回	306人回	303人回	300人回
子育て援助活動支援事業(ファミサポ) ②就学児	量の見込み	653人回	656人回	654人回	659人回	663人回
	確保方策	653人回	656人回	654人回	659人回	663人回
妊婦健康診査事業	量の見込み	12,362人回	12,407人回	12,453人回	12,453人回	12,498人回
	確保方策	15,316人回	15,372人回	15,428人回	15,428人回	15,484人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	1,094人	1,098人	1,102人	1,102人	1,106人
	確保方策	1,094人	1,098人	1,102人	1,102人	1,106人
産後ケア事業	量の見込み	365人回	367人回	368人回	368人回	369人回
	確保方策	365人回	367人回	368人回	368人回	369人回
乳児等通園支援事業* - 0歳児 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	0人回	16人回	16人回	53人回	53人回
	確保方策	0人回	5人回	5人回	8人回	9人回
乳児等通園支援事業* - 1歳児 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	0人回	12人回	12人回	40人回	40人回
	確保方策	0人回	10人回	9人回	19人回	19人回
乳児等通園支援事業* - 2歳児 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	0人回	11人回	11人回	36人回	36人回
	確保方策	0人回	10人回	11人回	19人回	19人回

※令和7年度は「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、令和8年度からは「法律に基づく新たな給付制度」として全国的に実施することとなっています(経過措置あり)。